

高松豪に対する行政処分の概要

1 名宛人

高松 豪(たかまつ ごう)(以下「高松」という。)

2 処分の内容

高松が、令和6年8月7日から同年11月6日までの間、次の業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)となることを含む。)を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)第2条第1項に規定する訪問販売(以下、単に「訪問販売」という。)に関する売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 訪問販売に関する売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 訪問販売に関する売買契約及び役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第8条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、ブルーコンシャスグループ株式会社(以下「ブルーコンシャスグループ」という。)に対し、特定商取引法第8条第1項の規定に基づき、同社が行う訪問販売に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 高松は、ブルーコンシャスグループの代表取締役(特定商取引法第8条の2第1項に定める「役員」)であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。